

令和2年 3月 4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月4日(水)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 1号 副町長の選任について
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 9号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 10号 東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 11号 東庄町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 12号 東庄町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 13号 東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 13 議案第 14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 14 議案第 15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 15 議案第 16号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 日程第 16 議案第 17号 令和元年度東庄町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 17 議案第 18号 令和元年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 18 議案第 19号 令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 19 議案第 20 号 令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 20 議案第 1 号 令和 2 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 2 号 令和 2 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 3 号 令和 2 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 4 号 令和 2 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 24 議案第 5 号 令和 2 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 25 議案第 6 号 令和 2 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 7 号 令和 2 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 8 号 令和 2 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 28 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- 1 番 越 川 良 男 君
- 2 番 柳 堀 忠 君
- 3 番 桜 井 莊 一 君
- 4 番 土 屋 光 正 君
- 5 番 宮 澤 健 君
- 6 番 佐久間 義 房 君
- 7 番 板 寺 正 範 君
- 8 番 花 香 孝 彦 君
- 9 番 大 網 正 敏 君
- 10 番 城之内 一 男 君
- 11 番 高 木 武 男 君
- 12 番 鈴 木 正 昭 君
- 13 番 土 屋 進 君
- 14 番 山 崎 ひろみ 君

欠席議員

な し

出席説明員(13名)

町		長	岩	田	利	雄	君	
副	町	長	金	島	正	好	君	
監	査	委	員	平	山	茂	君	
総	務	課	長	向	後	喜一朗	君	
町	民	課	長	伊	藤	雅	晃	君
まちづくり	課	長	林		栄	壽	君	
健康福祉	課	長	海	上		孝	君	
会計	管	理	者	飯	嶋	実知子	君	
病院	事	務	長	寺	嶋	利	和	君
農業委員会	事務局	長	土	屋	富士雄		君	
教	育	長	五十嵐		正	憲	君	
教	育	課	長	多	田	克	己	君
生涯学習	担当	課	長	林		寛	君	

出席事務局員（3名）

事	務	局	長	笹	本	忠	男
次			長	石	毛	美	恵子
主			査	岩	瀬	知	博

(午前10時00分 開会)

議長(山崎ひろみ君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和2年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 高木武男君、3番 桜井荘一君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

5番(宮澤 健君)

令和2年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案22件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から13日までの10日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第1号を上程し、採決を行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。続いて、議案第9号から議案第20号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の5日は、議案第1号から議案第8号までの令和2年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日の6日から12日までは休会としまして、この間、6日、9日、10日に

は予算決算常任委員会を、11日午後1時に総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて、本会議を開きまして、議案第1号から議案第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、散会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告並びに組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月13日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月13日までの10日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和元年12月1日から令和2年2月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課の関係でございますけれども、庶務関係で、区長会総会を2月23日に開催し、新役員が決定をいたしました。区長さん方には行政の協力員としてご活躍をいただいております。

次に、2ページ目、上段になりますが、12月12日にヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結いたしました。また、2月10日に株式会社東総コンピューターシステムと災害時等における無人航空機による協力に関する協定を締結いたしました。これらの協定は、町民の安心・安全につながるものと考えております。

次に、2ページ目、中段のプレミアム商品券関係でございますけれども、購入引換券を住民税非課税者804人、子育て世帯229人に発行いたしました。商品券の販売金額でございますけれども、1,649万2,000円となっております。

次に、3ページ目、下段から町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で令和元年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。

また、4ページ目になりますけれども、滞納処分として差し押さえ、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

また、10ページ目に子ども医療費・高校生医療費対策事業について、12月から2月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えております。

次に、11ページ目には、介護保険関係での介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、12ページ目からのまちづくり課の関係でございますが、建設関係で災害復旧工事を含め、16件の工事、測量業務委託等の7件の委託業務を発注しております。

次に、14ページ目、下段の農林水産関係で、農道舗装改修工事他2件の工事を発注いたしました。

また、15ページ目、下段からの水道関係でございますが、配水管更新工事の他、2件の工事を発注いたしました。生活基盤の整備にこれからもきめ細やかに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に16ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況につきましては、入院患者数が1日平均48人、外来患者数が111人となっており、経営的には順調に推移しているものと認識をしております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、教育委員・民生委員・児童委員・学校長合同会議を記載のとおり開催いたしました。

次に2項目めの学校教育関係でございますが、（1）令和2年度東庄町立こじゅりんこども園園児募集結果につきましては、2月25日現在、該当者78人のところ、申込者48人で、応募率は61.5%でございます。

次に（3）契約関係でございますが、統合される笹川小学校の東門門扉取替工事、東庄小学校スクールバス管理運行業務委託の2件と東庄中学校の駐輪場関係の工事2件の契約を行いました。

また、18ページ下段から19ページにかけて、統合小学校関係の会議や保護者説明会を記載のとおり実施いたしました。2月12日、21日に実施した保護者説明会では、大部分の保護者の参加を得て、説明会を実施することが出来ました。

続いて、3項目め、生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業、公民館事業を記載のように行いました。

主なものとしたしましては、社会体育事業の12月15日に行われたコジュリンマラソン大会では、前年より多い町内外のランナー366名の参加をいただき、開催することが出来ました。

19ページ下段からの公民館事業では、1月24日の家庭教育学級合同閉級式で、「不自由だけど不幸ではない」という演題でリオパラリンピック、車椅子ラグビー

銅メダリストの官野一彦さんの講演を実施いたしました。自分で手足を動かすことの出来ない状態から不屈の精神で銅メダルを獲得するまでのお話を聞くことが出来ました。

また、本年度春から実施しておりました公民館主催の各種教室は、たくさんの皆さんの参加をいただき、開催することが出来ました。

続いて、20ページの学校給食センター関係では、報告期間の総給食数は5万1,745食、1日平均1,078食の給食を児童生徒に提供いたしました。

また、学校給食センター関係の会議は、学校給食、調理業務委託業者選定委員会を12月9日、23日に開催いたしました。

最後に、21ページの契約関係ですが、新しい給食センターで使用する学校給食用備品の購入契約と学校給食調理業務委託契約をいたしました。今年9月に新しい給食センターが稼働するまで、現在の施設を使用して衛生管理の徹底を図り、出来るだけおいしい給食を子供達に食してもらえるよう努力を続けてまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

おはようございます。まだ体調が万全ではないんですけども、興奮しないように一般質問させていただきます。

その節はいろいろご心配をおかけいたしまして、まことに申し訳なく存じております。では一般質問させていただきます。

まず、東庄町防災計画について。

昨年の台風15号、大雨による内陸部に降った雨による洪水等については、ハザードマップに記された河川の増水と異なる状況が起こっていると思われれます。そこで、防災計画の中の避難経路等についてお伺いいたします。

一問一答なので、自席にて今後いたします。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

佐久間議員のご質問にお答えをいたします。

防災計画の中の避難経路等ということでありまして、大雨による洪水を想定してのご質問でございます。

まず最初に、黒部川、桁沼川の浸水想定区域について、ご説明申し上げます。

黒部川、桁沼川の浸水想定区域でございますけれども、管理者である千葉県が平成19年に浸水想定区域を指定し、公表しておりまして、令和2年5月末までに洪水浸水想定区域図を更新予定となっております。現時点での浸水想定区域は、利根川が氾濫した場合を想定した東庄町の洪水ハザードマップで示した浸水想定区域におさまっています。

また、洪水時の避難経路につきましては、東庄町洪水ハザードマップにある避難方法の目安等を参考に住民の皆様が日常からシミュレーションしておいていただくことが重要であるというふうに考えております。

このような情報は広報やホームページ等で周知しておりますが、今後様々な機会に再度周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

昨年度の台風避難警告が発令された香取市だとか佐原においては、集中して道路が渋滞で身動き出来ない状態になってしまったという経過があります。その他、去年ですか、防災協定を結んでいる志木市の方に研修に行った折には、横の連絡を志木市ではトランシーバーで行っているそうなんですけれども、うちの町ではそういう誘導だとか、今こっちがいっぱいですからあっちへ行ってくれとか、そういう横の連絡はどのようにして行っているのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

避難所を開設した場合の振り分けに関するご質問であろうと思います。

昨年の台風19号による利根川の増水により、利根川沿線の住民の方に避難準備、高齢者等避難開始が発令された際は、高台にある避難所の保健福祉総合センターへ避難された方が大変多くありました。そこで今後、高台の避難所を複数ヶ所設置することも検討すべきであると考えております。複数の避難所を開設した場合、振り分けが大事になりまして、洪水時の避難場所の事前周知や防災メール等を活用して、住民の避難誘導を行いたいと考えておりますけれども、現場としては、やはり消防団員の皆さんのご協力も大変重要であるというふうに考えております。

ご質問にありました志木市の例にありますように、現在、消防団の各部にはデジタル無線を1台配備しておりまして、これを活用しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

避難準備の時とか、高齢者で車がない人とかの足ですか、そういう確保はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高齢者で車のない人の避難についてでございますが、町や消防署はもちろんでございますが、自治会や消防団などの協力を得る必要があると考えております。特に隣近所で支え合う共助の活動や消防団の活動に期待される部分が大きいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

その運搬出来るバスを持っている会社なんかと防災協定を結ぶというお考えはございますでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

バス会社との災害協定につきましても、有効な手段と考えますので、検討してまいります。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

その他、停電時の在宅医療を受けている方の電源の確保はどのように行ったのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

停電時の在宅医療を受けている方の電源確保につきましては、基本的にはそれぞれの医療機関等が電源の確保等の対応をしております。町の対応といたしましては、高齢者等の要介護者の世帯を戸別訪問し、健康状態、被災状況等を確認しており、必要に応じて支援してまいりたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

今、想定内、想定外、物すごい雨が降るといって、役場が浸水しないということもないわけですがけれども、役場の機能をどこに移すかと、そういうふうなところまで考えているのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

町では大規模災害が発生した際、様々な制約がある状況下であっても、優先的に実施すべき業務を目標とする時間、時期までに実施出来るようにするため、昨年3月に東庄町業務継続計画を策定しております。この計画の中で、業務継続のための執務環境の整備計画を定めており、本庁が使用出来なくなった場合、災害対応の拠点となり得る施設として、保健福祉総合センターを代替施設に定めております。

議長（山崎ひろみ君）

6 番、佐久間義房君。

6 番（佐久間義房君）

昨年度の台風時においては、隣接する香取市、銚子市、これは避難勧告が発令されたと思いますけれども、当町では避難準備の状況であったと思います。これはどのような理由でこのような現象が起きたのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われるように昨年の台風の際は、近隣市では避難勧告が発令されましたが、東庄町は避難準備、高齢者等避難開始の発令をしましたが、避難勧告の発令には至りませんでした。これは東庄町には利根川に堤防がしっかりと築かれており、侵食等もなく、越水に至る水位ではなかったこと、降雨等もなく、排水機場も機能しており、黒部川、桁沼川等の内水氾濫の恐れもないこと、また潮の満ち引きで干潮に向かっているなど、複合的な判断によりまして、利根川下流工事事務所とも確認を取り合いながら、総合的に判断したものでございます。

議長（山崎ひろみ君）

6 番、佐久間義房君。

6 番（佐久間義房君）

1 週間ぐらい停電が起きたところもありましたけれども、この停電になった原因は倒木が原因だというふうに聞いておりますけれども、雪国の方から応援に来たらしいんですけれども、その現状を見て、向こうの方が、もうびっくりしていたそうです。電線の上に木があるなんていうことは、向こうの雪国では考えられないそうです。雪の重みで電線が切れるのを想定していますから。ふだんから樹木の伐採に心がける必要があるんじゃないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われるように、台風 15 号の際でございますけれども、台風 15 号による被害で停電の原因は倒木に起因するものが多くありました。樹木の伐採は、民地につきましては個人の財産ということで、基本的には所有者に管理をお願いしている

ところでございますが、昨年の被害を踏まえ、現在、電力会社が道路管理者等の関係機関と協議しながら対応方針を検討しているとの報告を受けております。

なお、県が、あるいは東電、電力会社がはみ出た枝を伐採するなどの管理をしている部分もあります。議員言われるように、樹木の管理について町民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

それと停電時においては、買い物難民とかは出なかったんでしょうか。それで、何が町民が一番困ったのか。それに対して、町はどのような対応を行ったのか。お伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

買い物難民となり得る高齢者等の要配慮者につきましては、職員が戸別訪問しまして、健康状態や被災状況等を確認しております。その際、必要な支援物資等を配布等して対応いたしました。

台風15号では、長期にわたる停電で多くの町民の皆さんの生活に支障が生じました。また、台風通過後、暑い日が続いたために健康被害が心配でありました。幸い公民館と保健福祉総合センターは通電しており、エアコンが使えたので、停電が解消するまで避難所を開設しております。避難された方の中には高齢者の他、妊婦の方もおいででした。また、停電時の対応として、携帯電話等、充電スポットの開設、炊飯器用電源の提供、町内の旅館さんの協力をいただいて、入浴施設の開放を実施いたしました。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

米の炊き出しですか、それは大分、住民は喜んでいたそうです。それで、各飲食店に協力してもらって、ご飯の炊き出しとか、そういう協力も必要なんじゃないん

でしょうか。それは要望して、以上でこちらの質問を終わります。

続きまして、新型肺炎コロナウイルスについてお伺いいたします。

我が町に発症の疑いが出た場合の対応の方法をお伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、ただいまご質問がありました我が町に発症疑いの患者さんが出た場合の対処方法についてでありますけれども、町の医療機関であります東庄病院からお答えをさせていただきます。

国では、風邪の症状、37度5分以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさなどの症状がある方については、帰国者、接触者、相談センターである香取保健所に電話相談をしていただくこととなっております。この相談内容によりまして、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、保健所より指示された病院を受診していただくこととなっております。

また、症状が基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関を受診していただくこととなります。

なお、東庄病院ではインフルエンザ等の検査を行いますが、新型コロナウイルスの検査については出来ません。新型コロナウイルス感染症の患者が増加していることによりまして、当院では院内の感染予防のため、風邪症状、胃腸炎症状のある方は一般診療の患者さんとは入り口、待合、診察する場所を分けて対策を講じております。

また、症状のある方は受診する前に電話で連絡をいただくようにしていきたいと思っております。

入院患者さんの面会につきましても、原則、全病棟面会禁止としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

日常生活の感染予防といたしましては、ふだんから手洗い、うがい、マスク等することを心がけていただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

そういう発症者が出た場合における対策本部の設置などについては、いかがお考えでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、対策本部の設置関係についてお答えをいたします。

町では、関係部署が連携して迅速に必要な対策を講じられるよう、また情報共有のため、町長、副町長、教育長、各課長及び機関の長で構成する新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を2月3日に設置し、これまでに3回開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の発生予防並びに拡大防止のため、2月28日に東庄町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。この対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症対策として、当面、町が主催するイベント等については原則中止、または延期することといたしました。やむを得ず実施する場合には、「アルコール手指消毒の徹底」、「マスク着用などのせきエチケット」、「高齢者、基礎疾患のある方、妊婦等の重症化しやすい方への注意喚起」などの予防策を講じ、実施することといたしました。

なお、町民の方への周知としまして、感染症対策について、町ホームページへの掲載、「新型コロナウイルスを防ぐには」というチラシを3月号広報と一緒に全戸配布しております。また、日々新型コロナウイルス関連の報道等がなされていますので、報道等に注視しながら、必要があれば町民の方へお知らせする予定でございます。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

先程ですか、森田知事が郡市までを公表するというような発表がありましたそうですねけれども、この町に死亡者が出た場合、どの辺まで情報公開をしていただけるのでしょうか。その辺のところをお伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、新型コロナウイルス発症者が死亡した場合の公表並びに対応についてお答えをいたします。

千葉県が公表している新型コロナウイルス感染症患者の発生につきましては、居住地として当初、千葉県内との表現であり、その後、県内を9地区に分けた二次医療機関名、例えば東葛南部医療圏、山武長生夷隅医療圏、東庄町の場合ですと、香取海匝医療圏という形で公表していましたが、感染者の拡大や情報公開の観点から、2月27日より議員がおっしゃられますように郡市まで公表することとなりました。

なお、千葉県は市町村への情報提供については、今のところ予定していないとのことでありますので、町としましても千葉県が公表していること以外、現在、情報等がない状況でございます。

もし東庄町において新型コロナウイルス感染症患者の死亡が確認された場合は、千葉県が町に情報をどこまで公表してくれるか現段階では不明でございます。町としまして、市町村名まで公表してくれるよう、また市町村への詳細な情報提供についても県に要望しております。死亡者が確認された場合の町の対応ですが、感染症等の法律により、千葉県より指示があった場合には感染症により死亡した者の死体がある場所、またはあった場所、その他、感染症の病原体に汚染された場所、または汚染された疑いがある場所について、消毒に協力することとなります。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

それでは最後に、東庄町及び近隣市町村で新型コロナウイルスの感染者が発生したという情報が入った場合には、公開出来る範囲で構いませんので、早目に町民への周知等をしていただくようお願いして、一般質問を終わりにいたします。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点ございます。

質問事項の1点目、消防団について。

消防団といえば火消しというイメージがありますが、最近では、地震や台風による風水害等の自然災害も多発傾向にあり、消防団への期待も高まっているのではないのでしょうか。消防団員の引き受け手も少なくなっているということも聞いております。無理にお願いしても町外に勤務している方は、災害発生時には現場に駆けつけることは出来ません。消防団についてはいろいろな問題点があるように思いますが、町としてはどのような認識でしょうか。お伺いいたします。

それから、質問事項の2、会計監査について。

要旨1、会計監査の外部委任について。

本町の予算総額は約100億円ほどになっています。このような高額な金額を素人であり、身内の議員だけで監査をするということは無理があります。2名の監査委員のうち一人については公認会計士等の専門家に委ねることが必要ではないでしょうか。大手企業は、言うまでもなく、各種団体等においても会計監査には外部の監査委員を任命しています。会計監査においては、外部の専門家を任命することは、一般社会では当たり前のことであり、当然のこととして行われております。身内の者だけで監査をするということは、あまり聞いたことがありません。これは50年ほど前からの慣行であり、直ちに改めるべきだと思います。町の見解を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。以降は自席にて行います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、質問事項1の消防団について。町として、どのような問題点を認識しているかということでございます。

議員が言われるように、消防団には火災発生時の活動の他、地震や風水害による災害時における活動など、マンパワーとしての期待が高まっております。一方で、

地域の人口が減少し、消防団員の確保は困難になっている課題があると認識をしております。

次に、質問事項2、会計監査について。

議員のご質問は、二人の監査委員のうち、一人は公認会計士など、専門家を選任することが必要ではないかとのご質問と理解した上でお答えをいたします。

議員が言われるように、公認会計士などの資格を持った方に監査をお願いすることは、専門的な見地から、質の高い監査が期待出来るものと考えます。一方、例月出納検査、定期監査や決算審査などに本来の業務時間を割いていただいて監査事務に当たっていただくこととなりますので、町の報酬で引き受けていただける方がいるかどうか、人材確保の点で課題があります。これは小規模自治体の一般的に抱える課題ではないかというふうに考えております。

地方自治法第196条では、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者として、必ずしも公認会計士などの有資格者を要件としているわけではございません。

公認会計士などの有資格者を含めて、町長が適任と考える方を議会の同意を得て、選任することになると考えます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、一問一答でお願いします。

まず、消防団についてです。消防団の役割について。火災が発生した場合には、一刻も早い初期消火が大事なことであり、被害を最小にしますが、消防団の初期消火に対する対応をお伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

消防団の初期消火に対する対応でございますが、初期消火は基本的に常備消防である香取広域市町村圏事務組合消防本部の職員が対応します。消防団員が常備消防より早く火災現場に到着し、初期消火に当たることはほとんど考えられませんが、

常備消防が他の現場で災害に対応中に火災が発生した場合等は、消防団が先着し、初期消火活動に当たることは考えられます。火災の種別、規模等により異なりますが、初期消火活動以外にも消防団の方々には延焼拡大防止、中継、送水、残り火の処理、火災鎮火後の対応等、後方支援としての様々な活動をお願いしており、どちらかという後方支援が大きな役割であるというふうに考えております。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

次に、火事を発生させないためには、防火対策が大事なことです。防火対策については、どのように考えますか。お願いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

防火対策についてでございます。火事を発生させないための防火対策でございますが、消防団の方々には消防署から毎月1回及び火災期に夜警をお願いし、防火活動に当たっていただいております。各部で管轄する消防水利の点検、管理も実施しております。防火対策は、消防団の重要な任務であるというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

大規模地震発生時の対応はどのように考えますか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

大規模地震の対応ですが、東庄町地域防災計画により、消防団として、まず1点目、出火防止の方法、2点目として消火活動、3番目として、救急救助、4番目として避難誘導としておりまして、町関係機関と協力し、活動することになります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

では、4番目。近年の台風は、地球温暖化の影響でしょうか。大型で強風と大雨をもたらし、被害も甚大です。消防団の対応を伺います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

台風等の災害時においても、地震に準じることになりますが、とりわけ避難誘導や避難行動要支援者の避難の支援など、町、自治会、関係機関と協力し、活動することになります。

昨年台風の際には、停電地域の夜間巡回や倒木箇所の確認のための巡回を行っていただいております。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

では、消防団について、要旨2、消防団の再編について。

先程も申しましたけれども、消防団においても担い手不足が深刻な問題です。消防団の再編について、町はどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

消防団の再編についてでございますが、現在、東庄町消防団は香取広域市町村圏事務組合、東庄町消防団となっており、定員数235名、実員数229名です。再編については、平成31年4月に神代地区の第一分団第3部と第一分団第4部が統合した経緯がございます。

香取広域市町村圏事務組合の消防本部では、消防団員数の減少は、防災力の低下につながることから、現状の定員数を維持したいと考えており、町としても同様に考えております。議員が言われるように、消防団の担い手不足は深刻な問題であります。現時点では地域からの要望はなく、消防団の再編について、具体的な計画はございません。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

では、質問事項の2、今、本町においては、人口減少が最大の問題点です。人口減少対策として、いろいろなことを打ち出していますが、なかなか効果が上がっていません。この会計監査一つ取っても、50年前の古い固定観念にとらわれているようでは、新しいまちづくりは出来ません。この人口減少問題を真剣に考えるのであれば、隗より始めよという言葉があるように、身の回りの問題を一つ一つ解決していかなければなりません。

本町における前年度の予算総額は約100億円は国民一人一人が納めた税金です。納税者が納得出来るお金の使われ方が求められています。

毎年、9月定例会では、決算認定の議会が開かれますが、私達議員は、領収証や証拠となる資料を見るわけでもありませんので、本当はよくわからないのです。そのためにも見識のある専門家に監査をお願いすることは当然のことであり、一般社会の常識ではないでしょうか。会計監査を外部の専門家に委任するということは、本町の行政改革の一丁目1番地でもあります。監査委員の任命権者たる町長の見解を求めます。

議長（山崎ひろみ君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

見識を有する者ということでありまして、法律が50年前のものだからどうだということではないと私は思います。私は議会選出の監査委員もいらっしゃいますし、考え方といたしましては、現在の形で良いのではないかと、このように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

確かに監査委員の選定の要件として、見識のある者、こういうようになっています。その見識のある者は、それは大いに結構なんですけれども、やはり専門性のあ

る、会計監査において専門知識を持っている公認会計士さん、そういう方には是非お願いしていただきたいと思います。どうでしょうか、総務課長。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

町長が答弁しておりますので、町長の考えのとおりでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

町のお考え、よくわかりました。以上で一般質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

8番、花香孝彦です。質問事項、地域別の人口分析結果。質問要旨1、合計特殊出生率と人口の現状。2、地域人口分析の結果とその対策。質問方式は全て一問一答方式で行います。

昨年の3月にも人口減少問題について一般質問を行わせていただきましたが、その後、1年でどのように数値が推移したのか簡単に確認したく、今回は時間的に短いですが、幾つかの質問を行わせていただきます。

まず初めに、来年度からの第2期の総合戦略が策定されます。総合計画と総合戦略は、町の方針を決める重要な計画となります。その第1期の総合戦略では、平成31年までの数値目標として、合計特殊出生率1.5を掲げております。実績とし

てのここ3年間の出生率の推移は平成27年、1.21、平成28年、1.38、平成29年、1.05となり、目標には届かず、参考として近隣市町村の神崎町では、平成29年に1.81という数値も示されております。1年経過した平成30年、昨年の数値はどのように改善したのか。合計特殊出生率1.5はどのような状況なのか伺わせていただきます。

なお、2回目からは自席にて質問させていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

花香議員の質問事項1、地域別の人口分析結果についての質問要旨1、合計特殊出生率と人口の現状について、お答えを申し上げます。

初めに、合計特殊出生率についてでございますが、出産可能年齢15歳から49歳の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯何人の子供を産むかを推計したものが合計特殊出生率となります。

最近の数値ですが、東庄町の平成30年の値は1.32となっております。これは平成30年1月1日から12月31日までに生まれた子供の数を母親の年齢ごとに分け、その年齢ごとの平成31年1月1日現在の女性の数で割って得た数値を足し上げたものでございます。

町全体の平成30年1月1日から12月31日の出生数は66人、出産可能年齢女性人口は2,136人で行いました。参考までに過去3ヶ年の全国、千葉県、東庄町の状況ですが、平成28年、全国1.44、千葉県1.35、東庄町が1.38。平成29年、全国が1.43、千葉県が1.34、東庄町が1.05。平成30年、全国が1.42、千葉県が1.34、東庄町は1.32となっております。

また、過去3ヶ年の近隣の状況でございますが、平成28年、銚子市1.04、旭市1.42、香取市1.16、神崎町1.23、多古町1.04、東庄町が1.38。平成29年は、銚子市1.12、旭市1.43、香取市1.15、神崎町1.81、多古町1.23、東庄町1.05です。平成30年、銚子市0.94、旭市1.28、香取市1.17、神崎町1.33、多古町1.12、東庄町1.32となっております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

ありがとうございました。合計特殊出生率については、東庄町、今回、大きく改善されたと思います。しかし、次の5年間、令和6年までに第2期の総合戦略の数値目標、合計特殊出生率1.8を目指して、次から次へと対策を打たなければと総合戦略にて細分化された個々の施策の体系図の達成状況によって、PDCAサイクルを回し、危機意識を持って、更なる対策、追加の施策をお願いいたします。

次に、人口の現状として、人口の減少ペースは緩やかに抑えられているのかを伺わせていただきますが、昨年質問した際には、年間過去200人の減少ペースであり、目標は20%減少を目指し、160人の減少ペースとなっており、現状としては10%の減少の180人の減少ペースでありなどと質問を行わせていただきました。

給食費の無償化や医療費の無償化、保育料の無償化などと子育て世代への対策をここ数年、毎年いろいろと行ってきており、その成果があらわれ始めていると実感が出来る減少人数ではありましたが、この1年でどのぐらいの減少数に抑えることが出来たのか伺わせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

人口の現状として、人口の減少ペースについてお答えをいたします。

過去5年間の4月1日現在の住民基本台帳人口ですが、年度、人口、対前年度増減数、率で申し上げます。

平成27年度、人口が1万4,754人、対前年増減数がマイナス234人、率でマイナス1.6%です。平成28年度、1万4,554人、マイナス200人、マイナス1.4%。平成29年度、1万4,388人、マイナス166人、マイナス1.1%。平成30年度、1万4,206人、マイナス182人、マイナス1.3%。平成31年度、1万3,971人、マイナス235人、マイナス1.7%でございます。

5年間の減少数は1,017人、年の平均203人の減少となっています。なお、

本年3月1日現在の住民基本台帳人口は1万3,799人、11ヶ月間で172人の減となっております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

人口の減少数は対前年比で235人、マイナス1.7%。過去10年間、調べさせていただきましたが、過去10年間で最も多い減少数、減少率であります。

平成30年度も決算の参考資料から読み取りますと、昨年同様、自然減が原因で変わりはありませんが、昨年と比べますと社会減、転出者が増え続け、転入者が大きく減り、転入転出の差が大きくなったことが今回の人口減の要因とも考えられます。

人口が減っているにも関わらず、毎年転出者が増えている、抑えられていないこと、また転入者が今回大きく減ったことについても、今後調査が必要ではないでしょうか。前回同様に社会的な人口の増減については、よく調べてから、次回の質問とさせていただきます。

次の質問要旨2、地域人口分析の結果とその対策を伺わせていただきます。

先月、笹川地区の行政懇談会という意見交換会の中で、自分の意見を述べる機会をいただいた際に、笹川地区の中では宿浜地区が過去5年間で大きく人口を減らしており、各区の区長さんには子育て世代への支援をと自分の意見としてお願いをさせていただきました。また、先月、人口分析結果の講演会があり、地域ごとの人口分析の結果が示されたところです。

1問目と同じく、前回の今年の3月の一般質問の際に、神代地区は人口が急激に減っている理由や子供達のいない地域に対して地域別の緊急の対策を伺わせていただき、答弁として31年度の事業として地域ごとに人口分析予測を行っていただきました。また、その結果から、特定地区に対する人口減少対策のために施策の検討が出来るものと考えて、といただいております。

2点目の質問として、人口分析の結果及びその対策、子供達のいない地域への緊急対策について伺わせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

質問要旨 2、地域人口分析の結果とその対策についてお答えをいたします。

去る 2 月 1 9 日に実施しました持続可能な地域社会総合研究所、藤山所長による地域人口予測及び安定化シミュレーション、業務成果報告講演会では、議員各位にご出席をいただき、ありがとうございました。

本事業は、東庄町における人口の現状分析を行うことにより、将来人口の予測及び人口安定化に向けた推計を行い、得られた結果をもとに今後の地域づくりや定住施策の検討、実施を進めることを目的として、今年度、業務委託した事業になります。

地域人口分析の結果については、講演会の内容と重複してしましますが、2014 年と 2019 年の住民基本台帳人口、年齢構成、年齢階層別人口増減率をもとに、町全体や 3 4 地区、5 小学校区などの単位で将来人口の予測を行いました。現状は、20 歳代、特に女性の大きな流出超過があり、急速な人口減少と高齢化が進行し、小中学生は 20 年で半減すると見込まれます。

今後、将来人口安定化を図るためには、次の 3 点の基準を同時に満たすことにより、安定化が達成されたと判断するものということで設定をしております。

まず一つ目は、30 年後の人口総数が 2019 年人口総数と比較し、1 割減以内におさまること。として、30 年後の高齢化率が 2019 年の高齢化率と比較して増加しないこと。つまり 40 % 以内とすること。3 番目として、30 年後の年少人口、ゼロ歳から 14 歳が 2019 年の年少人口と比較して 1 割減以内におさまること。この 3 点が同時に満たされることで、安定化が達成されるというふうに設定がされております。そしてこの条件をクリアするために、次の 3 点が最適シナリオとして設定されております。これは成果報告講演会でも説明された内容でございますが、まず、として 10 代後半の流出率を半減する、として合計特殊出生率を段階的に上昇、として、新规定住者による増、1 % 程度の 3 点となっております。

この後、持続可能な地域社会総合研究所から業務報告書が作成、提出される予定となっております。

人口分析結果とその対策のご質問でございますが、人口減少対策事業については、現在、実施している事業に加え、事業報告書で提言いただく内容についても検討し、

進めてまいりたいと考えております。人口減少問題は、重要な案件であり、町とい
たしましても、様々な面から対策事業を検討し、長期的に継続して進めることによ
り、改善してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

ありがとうございました。今回はここまでで人口分析について、質問を終わらせ
ていただきますが、来年度の国勢調査の結果により、再度質問を行い、また先進的
な事例を探し、人口減少問題に挑戦し続けていきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

それでは、通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。2番、柳堀
です。

新年度より開校する東庄小学校に向け、その対応について質問させていただきます
す。

まず、町立小学校の統廃合の経緯について簡単に触れてみたいと思います。

町の児童数の著しい減少によって、各小学校では様々な問題が顕在化してくる中、
教育指導上、大変憂慮される状況を鑑み、町教育委員会は2011年、平成23年
11月に教育行政諸課題検討委員会を設置し、その委員会に少子化に伴う学校教育
の在り方を諮問しました。町立小学校の統廃合問題について、ここで議論が開始さ
れたということです。委員会は2013年、平成25年11月、町教育委員会に答
申し、それを受けて教育委員会は東庄町立小学校統廃合に係る説明会を実施後、東
庄小学校統廃合計画を策定し、2016年、平成28年12月、町議会定例会にお
いて、小学校の統合に関する条例が可決され、新たな東庄町の教育の展開に向けた
具体的な動きとなってきました。

その後、2017年、平成29年6月、東庄町立小学校統合全体会議を設置し、
併せて専門的な検討を進めるため、五つの作業部会、総務部会、学校施設・備品部

会、通学・安全部会、児童交流・支援部会、地域部会を設置し、そして検討、調整し、統合準備を進めてきました。東庄町立小学校統合全体会議、各作業部会の各委員には学校の代表として教職員、地域を代表する学区の区長、振興会長、保護者を代表し、PTA会長を初めとするPTA関係者を含め多数の方の参画により進めてきたと思っております。そして、先月でございますが、2020年、令和2年2月19日に最後となる第6回東庄町立小学校統合全体会議が開催され、各作業部会の報告が承認されて、いよいよ新年度より東庄小学校開校となります。これまでの関係各位のご努力により、開校を待ちますことに感謝を申し上げます次第でございます。

さて、このように統合全体会、作業部会の会議に様々な事柄について議論し、準備を進めてきている中ではあります。二つ、質問させていただきます。

一つ、児童と保護者への対応について伺います。

統合小学校の運営について、想定される事柄については準備されていると認識していますが、まず、児童への対応について確認しておきたいと思えます。

2019年、平成31年第4回東庄町立小学校統合全体会議で報告された児童交流事業実施後のアンケート結果でございます。各学年とも、たくさんの友達が出来た、レクと一緒に協力出来たなど、前向きな意見がある反面、ほとんど話せなかった、仲良くなれるか心配、いじめが心配などの意見がありました。この時は、新しい環境への不安であり、統合し、学校が始まれば児童自らの対応力で解決出来るのではと思っております。

そのような中、一つ注目したのが、自分の病気をばかにされそうと答えた児童がおりました。委員会でも留意すべきと報告されております。統合を間近に控え、児童一人一人の状況を把握し、個性に合わせた配慮が準備されているか伺いたしたいと思います。

続いて、保護者の対応について伺います。

これまで統合への準備の中で、各作業部会において協議され、決定されてきた内容について、十分伝わっていると認識されているか。そして、統合後も丁寧な情報発信が必要と思うが、いかがか。また、この情報発信の方法などについてお考えがあれば伺いたしたいと思います。

二つ目。教職員への対応についてです。

文部科学省は、公立学校の教員の1ヶ月間の残業時間の上限を45時間以内と定

めた指針を今年の1月に告示し、新年度、4月からは各教育委員会に勤務時間の管理を義務づけることとなります。対象者は管理職を含んだ教育職員となっており、事務職員は対象外です。労働基準法が定める時間外労働の規制が適用されます。同じ職場で働く教育職員と事務職員は、それぞれ違う法的根拠の中で勤務となります。学校全体での時間管理が重要になってくると思われませんが、どのような対応を必要と考えているか伺いたいと思います。

東庄小学校統合後の学校運営についても、想定出来るところは十分に準備をされていると思うが、実際は様々な課題が出てくると思われるが、いかがか、お伺いしたいと思います。

もしそうでなくても、文部科学省が指針で示したように、現在は教職員の長時間勤務が問題化しているところであります。更なる教職員の勤務時間の長時間化が予想される。そのため勤務時間管理の十分な対応が必要と考えるが、勤務時間管理についての考え及び管理方法などを伺いたい。併せて東庄中学校の教職員についても同様に勤務時間管理について伺いたいと思います。

教職員の時間単位については、授業の補完の対応についても考慮しないと難しいと思われます。学校及び教職員が担う業務の明確化、適正化も重要であり、そのためには一つ目で質問させていただいた児童の個別対応、保護者への対応などを含め、十分な準備と、そのための共通認識を地域の関係者全員と学校全体で共有しなければと考えております。子供のためであれば、どんな長時間勤務でも良しとするという働き方の中で、先生が疲弊していくのであれば、それは子供のためにはならないと思います。働き方を見直すことにより、勤務時間を適切なものとして、自らの授業を磨くと共に生活の質や教職人生を豊かにすることで子供達に対して効果的な教育活動が出来ると思います。教育環境のことをこの統合を機に学校における働き方改革を町全体で進め、益々充実した学校教育に取り組んでいただけるよう、込めて質問させていただきたいと思います。この後は自席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、質問要旨1、東庄小学校開校に向けての児童・保護者へ

の対応についてお答えします。

教育委員会では、小学校統合が決定した平成29年度より、統合に対する各種部会を立ち上げました。その中の児童交流・支援部会において、昨年度からそれぞれの学年ごとに交流会を行いまして、各種レクリエーション等を通じて交流を図ってまいりました。

また、今年度は、今まで5年生がそれぞれの学校で行っていた宿泊学習を一緒に行いました。このような活動を通し、児童達の統合に対する不安等を解消し、統合に向けて前向きになるように配慮してまいりました。

また、児童一人一人の状況を把握し、個性に合わせた配慮がなされているかというご質問でございますが、現在、東庄町では五つの小学校に2名のスクールカウンセラーを配置し、児童の不安の相談に応えているところであります。

神代小学校には、月に2日の割合で、他の4校に対しては月に1日の割合で勤務しております。これに加え、各学校ではスクールカウンセラー不在時の対応としまして、相談窓口を設け、児童の相談に乗ると共に、教育委員会の事務局とも連携を取り、進めています。今後も引き続き、児童の相談体制の強化を図っていくこととなります。

次に、統合に関して保護者への情報が十分伝わっているかという質問でございます。

統合の作業部会においては、五つの部会がありますが、そのほとんどが教職員と保護者、地域の区長等も交えた部会となり、それぞれの分野から意見を出してもらい、検討してまいりました。議員おっしゃるとおり、2月19日に最後となる統合全体会議を開催し、来る4月の東庄小学校の開校に向け、準備を進めているところです。各部会で検討した内容を全体会議で説明し、決定を受けた事項を「小学校統合に向けて」という統合だよりに掲載し、今まで8回、発行しました。また、広報東庄の「学びのひろばコーナー」にも掲載して、町民への周知をしているところです。

更に町のホームページには、今までの小学校統合に向けてを閲覧、印刷出来るようにしてあります。

また、今年に入り、入学前の保護者と在校生の保護者に対して、それぞれの統合にかかる保護者説明会を町公民館で開催し、合わせて350名の保護者の方に参加

していただき、情報を提供したところです。

なお、参加した保護者の皆さんからは、不安等の声はなく、教育委員会としては、統合の情報が保護者に十分伝わっていると認識しておりますが、議員のおっしゃるとおり今後も様々な問題が提起されることが予想され、情報発信が必要と思いますので、今後も充実した広報に取り組んでいく所存であります。

次に、質問事項2、教職員への対応ですが、現在、教職員の働き方改革で、教職員の過度の勤務時間が問題となっておりますが、町では幾つかの対策を取っております。小中学校では、昨年から部活動の朝練習を廃止しました。これは児童生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ってのことですが、結果的に教師が朝早く出勤する必要がなくなったことは、大きな成果だと思います。また、県で行っているスクール・サポート・スタッフ事業を活用して、笹川小学校と東庄小学校に1名ずつ、授業をサポートする職員を配置しています。この職員には、主にプリントやお知らせなどの印刷、校内掲示物の範囲など、業務をこなしてもらい、少しでも教員の勤務の軽減となるようにしております。

勤務時間の管理の面では、東庄中学校には、既にICタイムカードを導入しており、教職員の勤務時間の集計管理が容易に出来るようにいたしました。これにより、管理職による各教諭の長時間勤務の把握が簡単となり、その実態を把握し、適切な指導が出来るようになりました。

なお、小学校においては、4月の統合を契機に同じICタイムカードを導入するため、12月に補正予算を計上し、承認されたところで、現在、準備を進めているところであります。今後は集計データを教育委員会でも活用していき、長時間勤務の是正に役立てていく所存です。

また、今年度には小中学校職員室に留守番電話を設置する予定です。これは、児童生徒が帰宅後、一定の時間を設定し、留守番電話対応をすることで、緊急時以外、夜遅くまでの電話対応をなくし、少しでも早く退勤出来るようにするものです。

最後に、部活動の指導員の導入でございます。昨年、山崎議長から部活動指導員の受け入れの現状と課題についての質問を受け、教職員の働き方改革による業務の軽減等の観点から、適任者がいれば積極的に受け入れていきたいと回答させていただきました。

教育委員会としましても、教職員の長時間労働の一番の原因となっております部

活動の指導を少しでも外部の人に手伝ってもらい、将来的には対外試合などの引率なども視野に入れて、検討していきたいと考えております。残念ながら、現在では指導していただける人物の把握が一番の難題であり、これには地域の方々の情報と協力が欠かせません。今後は地域の方々との連携を考えながら、部活動指導員を導入し、教職員の働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上で柳堀議員の質問に対する回答を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

2番、柳堀忠君。

2番（柳堀 忠君）

2番、柳堀です。ご丁寧なご回答、ありがとうございました。様々な働き方改革に対する方策を準備しているということを伺いました。安心しているところです。見方を変えれば、今までそれがされていなかったということで、統合を目指しての準備であろうかと今聞いて思っております。過ぎたことはしょうがないと思いながらも、新しいツールが導入されるのであれば、そのツールを使って、ツールを入れた段階で終わるわけでありませぬので、十分な活用をもって学校教育に東庄が示唆を出しながら、頑張っていただけと思っております。

最後になりますけれども、この統合に向けては子供を中心に、児童生徒を中心に教職員、そして地域、町全部をひっくるめてのオールポジションの集結が必要だと思っております。それを含めまして、学校教育に邁進していただけるよう、お願いして、質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

以上で柳堀忠君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。ご苦労さまです。

（午前11時38分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。

ここで副町長、金島正好君の退席を求めます。

(副町長 金島正好君 退席)

議長(山崎ひろみ君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第1号、副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

現副町長の金島正好氏の任期が本年3月31日をもって満了となります。金島氏には平成28年4月1日から副町長として対外的な交渉など、様々な政策においても迅速かつ的確な判断力をもって職務に当たってもらっているところでございます。適任でございますので、引き続き副町長として選任いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで副町長、金島正好君は入場してください。

(副町長 金島正好君 入場)

議長(山崎ひろみ君)

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

この度、青柳清一氏が令和2年6月30日をもって任期満了となることから、引き続きお願いをすることで、候補者として推薦するものでございます。

青柳清一氏は、平成29年7月1日に人権擁護委員をお引き受けいただき、現在は香取人権擁護委員協議会で会の会計事務や活動企画、運営するという事務局という要職に就任をされております。青柳氏は大変誠実で、また温厚な方であります。社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様方のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第8、議案第9号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第9号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第9号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

お手元の議案書5ページをご覧ください。

今回の改正は、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部規定が令和元年12月14日から施行されたことに伴いまして、国の印鑑登録証明事務処理要領も同日付で一部改正され、町もこの印鑑登録証明事務処理要領に基づき条例を定めていることから、印鑑条例の所要の改正を行うものでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備

に関する法律は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的、実質的に審査、判断する仕組みへと改めるものでございます。

具体的には成年被後見人または被補佐人といった、これまでの形式的な条項を削除し、心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査、判断することになります。

国の印鑑登録証明事務処理要領の主な改正点は、この法律自体を鑑みて、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案より説明をさせていただきます。

第2条第2項の改正につきましては、印鑑登録を受けることが出来ない者を定めている規定でありまして、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせ、成年被後見人を意思能力を有しない者に改正するものでございます。

改正後の具体的な取り扱いにつきましては、国からの通知で意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人からの印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請がある時は当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないとありますので、成年被後見人が法定代理人と一緒に役場窓口に来庁し申請した場合に限り印鑑の登録が出来るようになります。

なお、本条例の施行期日は公布の日としたいと思えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第9号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第10、議案第11号、東庄町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第10号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第11号、東庄町公民館使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今まで町公民館の分館として管理をしておりました東庄町公民館東城分館について、本年4月からの用途変更に伴い、関係する2条例について改正をするものでございます。

なお、詳細については担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、議案第10号について、内容の説明を申し上げます。

恐れ入ります。参考資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、公民館の設置及び管理に関して、必要な事項を定めたものでありますが、今回の改正につきましては、先程、町長の提案理由にもありましたように、今まで町公民館の分館として管理しておりました東城分館について、本年4月以降より教育財産から普通財産に用途を変更することに伴いまして、本条例の別表第2から東庄町公民館東城分館の項を削るものであります。

続きまして、議案第11号について、内容の説明を申し上げます。

参考資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、公民館の使用料徴収について定めたものでありますが、本条例の改正につきましても、先程、説明しましたとおり、東城分館の用途変更に伴うものであり、別表から東城分館の項を削るものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

この東城分館、4月から普通財産になるという説明をいただきました。この後の利用の目的というか、何に使われるのかというものが決まっているのであれば教えてください。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、今までの経緯も含めまして、説明申し上げたいと思います。

東城分館につきましては、もともと東城幼稚園だった施設を町公民館の分館として生涯学習係が管理をしてまいりました。その利用につきましては、健康福祉課が所管し、橘保育園が運営をする学童保育と子育て支援センター、それと教育課が所管します不登校の児童生徒を指導するための教育支援センターとして、三つの事業が運営されてきました。平成30年度より教育支援センターは石出分館に設置することになりまして、これによって現在東城分館の利用につきましては、橘保育園が運営する学童保育と子育て支援センターのみの利用となりまして、教育委員会に関

係する利用がなくなりました。

こういったことを踏まえまして、今年度、関係課であります総務課、健康福祉課と協議をしまして、令和2年度より教育財産の用途を廃止し、施設の管理は普通財産として総務課が管理するということになりました。

ですから、現在の運営につきましては、橘保育園が運営します学童保育と子育て支援センターということになります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

今後の使用の計画でございますが、今の時点でははっきりした計画はございません。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。他に質疑はありますか。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

参考資料の3ページをご覧くださいませるか。前回だったと思うんですけども、公民館の使用料について、この分館ではなくて公民館本館の中で、私ども、いろいろな関係で使うことは、よその地区で使わせてもらっているんですが、町内の方が優先ということで、それで町外はかなり高くなっているんですよ。それでこの前、館長に質問した時に、しかるべく検討して回答しますということだったので、これを見ると、町内も町外も全然変わっていないので、その辺、検討する余地があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

先般の議会におきまして、鈴木議員より、東庄町公民館につきましては、町内、町外の利用料に差がないということで、ご意見がございました。

現時点では、まだ使用料につきましては、町内、町外と特に差をつけてございま

せんが、今後、スポーツ施設、公民館使用料の全体の見直しの時に合わせて検討していきたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

大勢の人達が、この公民館を使ってくれることに対しては、大いに賛成なんですよ。そういうことなただけけれども、やはりよそで全体を見てみると、やっぱり町内よりも町外の人の使用料が大体3倍ぐらい高いんです、どこを見ても。だから、これからもそういう意味で、振興するためにはいいんですけれども、やはりしかるべく、近隣に合わせて、そういうところをやっていただければいいかなと思ひまして、質問しました。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第10号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、東庄町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、東庄町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第12号、東庄町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

小学校の統合に伴い、今まで学校開放施設として利用していた神代、橘、石出、東城の各小学校4校の体育館について、本年4月より町民体育館としてスポーツ少年団体等に利用していただきます。これに伴う関係条例の改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長(林 寛君)

それでは、議案第12号について、内容の説明を申し上げます。

恐れ入ります。参考資料の4ページ、新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、町民体育館の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものでありますが、本条例の改正につきましては、先程、町長の提案利用にもありましたように、小学校の統合に伴いまして、今まで学校開放施設として利用してい

た閉校になる4校の体育館について、本年4月より町民体育館として運営していくことに伴い、改正するものであります。

改正につきましては、第2条中、名称及び位置は、を体育館の名称及び位置は、に改めまして、同条の表に改正案のとおり閉校4校の各体育館の名称と位置を加えるものであります。

以上で説明を終わりにします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

たびたび質問して申し訳ありませんが、使用料につきましては、すみません、よく調べていなくて質問して申し訳ないんですが、使用料に関してはどうなっているのか伺わせてください。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

使用料についてでございます。今まで学校開放施設としていただいていた使用料につきましては、照明手数料として、1時間当たり185円の料金ございました。これがこの4月から町民体育館としての使用料ですが、3時間で1面550円となります。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

まず、笹川小学校の体育館を使用した際には、もともとの金額の照明手数料185円という考え方になるのかと思うんですけれども、各地区の体育館、夜間使う場合はもともと小学校として使っていた場合には安く使えていたのかと思います。こちら辺の料金設定の差という部分については、先程、鈴木議員の質問にもありましたように、今後、スポーツ関係の見直しをする時に合わせて見直しとかが入るものなんでしょうか。伺わせてください。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

学校開放施設として残ります笹川小学校と東庄中学校の体育館につきまして、今までは、先程申し上げましたように1面185円でした。これが先般、スポーツ審議会で審議をいただきまして、1時間当たり250円に値上げをさせていただきます。このことで、ある程度、町民体育館と学校開放施設の料金のバランスがとれるかなと思っております。

8番（花香孝彦君）

ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第12号、東庄町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第13号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されたことに伴い、東庄町水道事業給水条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、議案第13号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容の説明を申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

平成30年12月に水道法の一部を改正する法律、平成30年法律第92号が公布され、令和元年10月1日から施行されました。

この法律改正は、指定給水工事事業者の資質の維持・向上を目指し、指定給水装置工事事業者の更新制度を導入したもので、これまで無期限であった指定の有効期限を5年とするものでございます。

参考資料の5ページをご覧ください。

本条例改正は、法律改正により必要となった指定給水装置工事事業者の更新手続きについて、指定時と同様に指定の更新に係る手数料の規定を加える整備を行うものでございます。

なお、更新に係る手数料は指定時と同額の1万円と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

参考資料の5ページ、更新手数料について、質疑させていただきます。

以前、平成25年12月定例会にて、新規の手数料が増額された際に、町内の事業者に影響がないのかを質疑させていただきました。

他の市町村を調べてみますと、更新手数料については1万円ではなく7,000円や5,000円と、金額が異なる設定を行っている市町村もあり、また、新規と更新の手数料を同額としていない市町村もありました。同額にしていない理由としては、ある市町村では、指定更新に関わる業務の方が申請受付期間を設け、一括して行う業務などにより時間短縮が図れる、また手数料が同額であると指定の有効期限まで待っても更新手続きを行わない指定工事事業者が出てくると思われ、資質の保持や実態との乖離の防止を図るために導入される更新制の促進につながらないという考えを持っている市町村がありました。

1回目の質問としまして、新規と更新の手数料を同額とした理由を伺わせてください。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

新規と更新時手数料を同額とした理由について聞きたいとのご質問でございますが、更新手数料を定めるにあたり、公益社団法人日本水道協会の作成した指定給水装置工事事業者制度への指定更新制の導入におけるガイドラインや近隣市町の更新手数料の額を参考とさせていただきました。

千葉県が調査した資料によりますと、県内38事業者のうち新規手数料1万円が19事業者、予定を含みますが、更新手数料1万円が28事業者と共に最も多くなっております。検討した結果、更新手数料を新規指定時の額を同額の1万円としたものでございます。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

ありがとうございます。

2回目の質問としまして、ある市では、地元密着型水道修繕登録店という制度を設けており、簡単に言えば、新規工事から修理、漏水などの対応まで行ってくれる優良な業者として登録する制度で、業者のトラブルを回避しているようです。この市では、新規1万円、更新7,000円とされております。また、ペーパーレス化により、新規の手数料を値下げされております。今後は、実際に始まってみてもなるかと思いますが、更新手続きの事務負担の状況などを考慮し、また事業者の休止、廃止、また事業者などを確認し、5年間の更新が一巡した後など、更新手数料を設定し直すなど、地元の事業者に影響がないのかという考えも含めていただき、今後ご検討いただけるか伺わせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

更新制度が導入されたことに伴い、東庄町から撤退をしている事業者や休止、廃止している事業者が把握出来ます。また、議員が言われるとおり、一時的な新規工事だけではなく、日常起きる漏水修理などのトラブルに対応してくれる地元の優良な事業者などが更新手続きを行うものと考えております。

今後につきましては、近隣市町の動向を見ながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

今後の検討、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第13号、東庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から導入された人事評価制度の評価の結果を活用し、能力、実績に基づく人事管理を行うことを目的に一般職の職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

地方公務員の人事評価については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月に施行されたことにより、人事評価制度の導入が義務づけられ、能力、実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなっております。

本町においては、平成28年度から人事評価制度を導入し、人材育成のための重要なツールとして活用しておりますが、国からはその評価結果を給与等へ活用する取り組みについても早急に進めていくことが求められております。

これらのことを踏まえ、本条例は本町の職員の勤勉手当についても人事評価の結果を活用すべく一般職の職員の給与等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料6ページをお願いいたします。

新旧対照表をご覧ください。

条例第15条の4、第1項の改正は、直近の人事評価の結果を勤勉手当に活用するための改正となっております。

第2項の改正は、任命者ごとに定められている勤勉手当の総額について、人事評価の結果を反映した場合についての特例について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、学校薬剤師及び園薬剤師の報酬の額について、学校衛生管理の観点から、県内自治体の報酬額を参考に改定をするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の7ページをお願いいたします。

学校薬剤師の報酬、年額1万8,500円を年額4万5,000円に、園薬剤師の報酬を年額1万2,500円を年額2万8,000円に増額する改定となっております。

学校薬剤師及び園薬剤師の報酬の額については、平成10年度以降改定されておらず、県内では当町の報酬額が一番低い額となっております。

学校薬剤師及び園薬剤師の業務は、学校衛生管理の観点から、今後一層の助言や指導が求められております。このような状況を踏まえ、報酬の引き上げが必要であ

ると判断し、近隣の自治体の額を参考に引き上げ改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第16号、工事請負契約の議決事項の変更についての提案理由を申し上げます。

この東庄町立笹川小学校北校舎の大規模改修等工事請負契約につきましては、7月の臨時会におきまして議決をいただきましたが、追加工事が発生し、議決事項の一部に変更が生じたため、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第16号、工事請負契約の議決事項の変更についてをご説明申し上げます。

この度の議決事項の変更につきましては、7月の臨時会において議決をいただきました東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約について、工事の内容が追加になったことにより、契約金額の増額を行うものでございます。

その主な内容といたしましては、追加工事として必要となった工事で、外壁タイルの目地材の撤去、普通教室の天井の張りかえ、教室の黒板の更新などがございます。

また、北校舎の備品を工事中に保管するための仮設倉庫のリース料も追加となっております。

この工事費を精算いたしますと877万9,760円の増額となります。本変更契約案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町の条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をいただいた契約内容の変更のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

この追加工事なんですけれども、この間説明を聞きましたんですけれども、ただ、

工事はもう終わっているんじゃないですか。終わっていると思いますけれども。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

工事につきましては、この4月の開校におきまして、既に工事自体は終わっております。ただ、この契約変更の議決をいただかない限りは、この変更契約が正規な契約となりませんので、この議決をいただきまして、変更契約、最終的な内容でございます。これによりまして、最終的には検査を行い、引き渡しという形を想定しております。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

基本的に契約に関しては、予算の範囲内だから、これは町長の権限だと思いますけれども、ただ、条例では5,000万円以上は議会の議決が必要であると。その議決を得た契約に関して、変更があった場合は議会の議決は必ず必要ですね。その変更契約ということで、契約をまだ、議会の議決を得ていないわけですね。その中で工事をやるというのは可能なんですか。その辺の理解、ちょっといいですか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

最終的に工事の内容につきましては、それぞれ工事業務によりまして、いろいろな工事の内容が変更になっています。最終的な金額の算出が出たものがこの金額ということで、これを議会の方に提出するという形となっています。

通常の契約関係についても、このような形をとらせていただいていると思われま

す。

議長（山崎ひろみ君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

厳密に申し上げれば、城之内議員のおっしゃるとおり、本当はその変更する前に議会の議決が必要になると思います。でも、しかし工事はもう進んでいて、もうど

うしょうかという、工事の担当との話し合いで、ではこうしようというよ
うなお話をさせていただいて、それで全協に図るというようなことでご理解いただ
ければと思います。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

基本的には5,000万円以上ですから、議会の議決は必要ですね。それは設計
変更等があった場合は、やはり契約するのは契約に関しては、やはり再度、議会の
議決は、これは必ず必要だと思います。議決を得なければ無効になりますよね。言
っているのはわかりますけれども、ただ、議会の議決を得ないで契約をしておいて、
これは決定しているわけじゃないものを工事やっちゃうというのは、やはり少しお
かしいのではないか。不適切といえは不適切だと思いますけれども。というのも、
この辺の理解に関してちょっとお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

先程と同じ答弁になりますけれども、本当に城之内議員のおっしゃるとおりなん
ですけれども、現実と、論理的にいくのとの違いと申しますか、そういうような形
をとらせていただいております。何か設計変更をするようなことがございましたら、
全員協議会でお知らせして、スムーズに行くようにしたいと思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からとします。お疲れさまです。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第17号、令和元年度東庄町一般会計補正予算(第7号)から
日程第19、議案第20号、令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第4号)
まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第17号から議案第20号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第17号、令和元年度東庄町一般会計補正予算(第7号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,452万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,765万5,000円とするものでございます。

この他、第2条、繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することが出来る定義

について規定し、また第3条、地方債の補正で地方債の追加をしております。

主な補正内容でございますが、衛生費関係では、災害で発生した災害廃棄物の処理の経費について計上いたしました。

次に、教育費関係では、国が推奨するGIGAスクール構想を受けまして、小中学校の校内ネットワーク整備事業を実施いたします。

また、歳入でございますが、指定寄附として災害・教育へ寄附をいただきましたので、補正計上し、その他、歳出に伴う国・県補助金等を補正し、歳入が歳出に超過する部分については、繰越金を減額補正しております。

続きまして、議案第18号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,009万2,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億206万8,000円とするものでございます。

この補正につきましては、主に歳入、県支出金の増額及び歳出、財政調整基金積立金の増額であります。

続きまして、議案第19号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,008万6,000円とするものでございます。

この補正につきましては、主に後期高齢者医療保険料の軽減制度変更に伴い、歳入における保険料の増額並びに歳出における後期広域連合納付金の増額であります。

続きまして、議案第20号、令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,971万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出で介護サービス利用者の増による介護給付費等の増額補正をするものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第17号から第20号までの提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から、議案第17号、令和元年度東庄町一般会計補正予算（第7号）について、内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の27ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、3項1目・戸籍住民基本台帳費の19節・通知カード・個人番号カード交付金51万9,000円。地方公共団体システム機構への事務委託経費の増額補正となります。財源は全額国庫補助金となります。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の3節・時間外勤務手当10万円。昨年の台風等による災害の義援金事務など、時間外勤務手当の不足額の増額補正となります。

28節・国民健康保険特別会計繰出金、財政安定化支援分68万1,000円。繰出金交付要綱に基づく増額補正となります。

4目・後期高齢者医療事務取扱費の28節・後期高齢者医療特別会計繰出金、保険基盤安定分マイナス698万3,000円。千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴い減額するものでございます。これに伴いまして、財源の県支出金も減額となります。

次に、4款・衛生費、2項1目・清掃費、塵芥処理費の13節・災害廃棄物収集運搬委託料13万円。台風等で被災した農業用ビニールの運搬委託となります。

19節・香取広域市町村圏事務組合負担金。災害廃棄物処理分256万2,000円。災害時に発生した不燃物13トン、可燃物115トンの処理経費に対する負担金となっております。

次に、5款・農林水産業費、1項5目・農業費、農地費の23節・多面的機能支払交付金返還金306万9,000円。過年度に交付しました多面的機能支払交付金の返還金で、財源として、町上乗せ分を含め409万1,000円が対象団体よ

り雑入として返還となります。

28ページをお願いいたします。

2項1目・林業費、林業振興費の13節・森林クラウド委託料マイナス2万4,000円。森林環境譲与税を財源として県に委託しているシステムで、委託料が決定したために減額補正するものでございます。

次に9款・教育費、2項1目・小学校費、学校管理費の13節・校内ネットワーク整備業務委託1,944万8,000円。国の補正予算を受けて実施する事業で、国の推進するGIGAスクール構想の校内ネットワークの整備として、校内無線LANを整備するものとなります。財源といたしまして、2分の1が国補助金、残りが地方債の発行となりますが、この起債につきましては、60%の交付措置がございます。

3目の統合費につきましては、指定寄附による財源振替となりますので、歳入で説明させていただきます。

3項1目・中学校費、学校管理費の13節・校内ネットワーク整備業務委託2,299万8,000円。小学校費と同様となります。

次に、10款・災害復旧費、1項1目・土木災害復旧費、道路災害復旧費につきましては、指定寄附による財源振替となります。

次に、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費の25節・東庄ふるさと応援基金積立金200万円。ふるさと納税が当初見込みよりも増えておりますので、増額補正するものでございます。

同節の森林環境基金積立金2万8,000円、森林環境譲与税を財源として積み立てる基金ですが、先程申し上げました森林環境譲与税額の交付決定及び森林クラウド委託料の発展により増額補正するものとなります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の26ページをお願いいたします。

2款・地方譲与税、3項1目1節・森林環境譲与税4,000円。国の交付決定による増額補正となります。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目1節・総務費国庫補助金、番号制度補助金の個人番号カード交付事業費補助金51万9,000円。歳出補正で申し上げました総務費、通知カード・個人番号カード交付金の補助金となります。

5目1節・教育費国庫補助金、教育費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環

境施設整備費補助金 2,141 万円。歳出補正で申しあげました教育費の小中学校校内ネットワーク整備業務委託の補助金となります。

次に、16 款・県支出金、1 項 2 目 5 節・県負担金、民生費県負担金、後期高齢者医療負担金の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金マイナス 5,239,000 円。歳出補正で申しあげました民生費、後期高齢者医療特別会計繰入金、保険基盤安定分が減額になったため県負担金も減額となります。

次に、18 款・寄附金、1 項 2 目 1 節・寄附金、指定寄附金の教育 800 万円、BEAUTE DE LABO 株式会社及び ELP.Labo 株式会社様より小学校施設整備費としてご寄附をいただいたもので、スクールバス乗降場の整備として、歳出補正で財源振り替えをしております。

この 2 社は、化粧品関係の製造販売を行っておりまして、会社の所在地は香取市ですが、笹川の仲内に住所を有する方が代表をされている会社であります。

次に、同じく指定寄附、災害 283 万円。飯綱町や滑川町、東洋合成様など、合計 10 団体からいただいた指定寄附となりまして、歳出補正で災害復旧費の財源補正をしております。

また、指定寄附ふるさと応援基金 200 万円は、災害等により、ふるさと納税が増えておりますので、補正するものとなります。

次に、19 款・繰入金、2 項 4 目 1 節・基金繰入金。東庄ふるさと応援基金繰入金 1,333,000 円。ふるさと納税で災害分としてご寄附いただいた金額分をふるさと応援基金から取り崩すものとなります。歳出補正で災害復旧事業費の財源振り替えを行っております。

一つ飛ばしまして、21 款・諸収入、5 項 3 目 6 節・雑入の過年度返還金 409 万 1,000 円。歳出補正で申しあげました 5 款・農林水産業費の多面的機能支払交付金返還金に対するもので、対象 2 団体より町単独上乗せ分を含めて返還するものとなります。

次に、22 款・町債、1 項 3 目 1 節・町債、学校教育施設等整備事業債の校内ネットワーク整備事業債 2,090 万円。歳出補正で申しあげました教育費の小中学校、校内ネットワーク整備業務委託に対する補助金を除いた額に対する起債となります。

最後に、歳入が歳出に超過する 1,132 万円は、二つ戻りまして 20 款・繰越

金にて前年度繰越金を減額する補正とするものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものでございます。

22ページの表、第2表をお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費の地域イントラネット基盤施設整備工事275万円、給食センター建設工事の工期の延長により繰り越すものとなります。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費の被害農業施設等復旧支援事業補助金2億9,700万円。県による要望農家の妥当性協議に時間を要していることから、全額繰り越すものとなります。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路橋梁維持改良工事7,775万3,000円。対象路線が9路線となりますが、災害復旧工事を優先させたことなどにより、繰り越すものでございます。

同款的4項・都市計画費の被災者住宅修繕緊急支援補助金873万円。住宅の修繕工事が年度内に完了しないところがありますので、繰り越すものとなります。

次に9款・教育費、2項・小学校費の校内ネットワーク整備事業1,944万8,000円及び3項・中学校費の同事業2,299万8,000円。先程歳出補正で申しあげました事業で全額繰越となります。

同じく6項・保健体育費の学校給食センター建設工事6億7,218万円。台風や大雨による影響により繰り越すものとなります。

繰越明許の最後は、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費の道路災害復旧工事1,149万5,000円。復旧方法の検討など、設計業務に時間を要したことにより繰り越すものとなります。

続いて、第3条の地方債の補正ですが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

23ページの第3表をお願いいたします。

校内ネットワーク整備事業、小学校960万円及び中学校1,130万円。歳出予算で申しあげました校内ネットワーク整備業務委託に対する起債となります。

以上で一般会計補正予算第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第18号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の35ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

6款1項1目・基金積立金でございますが、国保特別会計の予算編成内容を精査した結果、今年度当初に繰り入れした金額7,000万円並びに財政調整基金、大口定期預金利子相当額を合わせまして、合計7,009万2,000円の補正をするものであります。

続きまして、歳入でございます。34ページをご覧ください。

4款1項3目・災害臨時特例補助金1万5,000円につきましては、台風15号、19号に係る国保税減免に対する国庫補助金でございます。

なお、対象世帯は1世帯、補助率は減免対象額の2割でございます。

5款1項1目・保険給付費等交付金5,867万2,000円につきましては、保険給付費の支出増加に伴う県補助金でございます。保険給付費につきましては、基盤安定繰入金を除いた額の全額が県補助金により交付される制度になっております。

6款1項1目・利子及び配当金9万2,000円につきましては、国保財政調整基金の大口定期預金に関わる利子で、当初予算額を差し引いた額でございます。

なお、預入先は香取農業協同組合、預入金額は約1億7,000万円、利回り率は年利0.6%でございます。

7款1項1目・一般会計繰入金68万1,000円につきましては、国保被保険者の年齢構成に係る財政安定化支援事業繰入金の増額でございます。

8款1項1目・繰越金につきましては、平成30年度国保特別会計実質収支額1億9,406万6,000円のうち1,063万2,000円を繰越金として予算計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第19号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の40ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料軽減制度の変更に伴い、保険料負担金が1,363万4,000円増加し、基盤安定負担金が698万3,000円減額となったことにより、差し引き665万1,000円の補正をするものであります。

続きまして、歳入でございます。39ページをご覧ください。

1款1項1目・特別徴収保険料940万4,000円並びに1款1項2目・普通徴収保険料423万円につきましては、先程、歳出においてのご説明をいたしました保険料軽減制度の変更に伴う保険料の増加であり、3款1項1目・保険基盤安定繰入金マイナス698万3,000円につきましても、保険料軽減額の減少に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第20号、令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

最初に歳出よりご説明申し上げます。

2款・保険給付費、補正額1,500万円は、1項1目・居宅介護サービス給付費で要介護1から5の認定を受けた方が利用されるサービスに対する給付費について、サービス利用者の増加により増額補正するものでございます。

次に、3款・地域支援事業費、補正額14万4,000円は、2項5目・認知症総合支援事業費で認知症である支援対象者に対する訪問回数が当初予定していた回数より多くなったため、認知症初期集中支援チームの活動にかかる委託料について増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は1,514万4,000円の増額。歳出合計で14億3,971万1,000円となります。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

8款・繰越金1,514万4,000円の増額については、歳出の増額補正により不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は1,514万4,000円の増額。歳入合計で14億3,971万1,000円となります。

以上で令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第17号、令和元年度東庄町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和元年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

5日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

（午後 2時41分 延会）